

判決年月日	平成23年5月26日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成23年（ネ）10006号		
○被控訴人がウェブサイトに掲載したデータ復旧サービスに関する文章が、控訴人のデータ復旧サービスに関するウェブページのコンテンツ又は広告用文章の著作権（複製権、翻案権、二次的著作物に係る公衆送信権）侵害、著作者人格権（氏名表示権）侵害、著作権法113条6項のみなし侵害のいずれにも該当しないとされた事例			
○被控訴人が控訴人の広告と同一ないし類似の広告をしたからといって、被控訴人の広告について著作権侵害が成立せず、著作権以外に控訴人の具体的な権利ないし利益が侵害されたと認められない以上、不法行為が成立する余地はない			

（関連条文）著作権法2条1項1号・15号，19条，21条，23条，27条，113条6項，民法709条

本件は，控訴人（X）が，ウェブサイトにてデータ復旧サービスに関する文章を掲載した被控訴人（Y）の行為は，主位的に，①Xが創作し，ウェブサイトに掲載したデータ復旧サービスに関するウェブページのコンテンツ又は広告用文章を無断で複製又は翻案したものであって，Xの著作権（複製権，翻案権，二次的著作物に係る公衆送信権）及び著作者人格権（氏名表示権）を侵害し，又は，著作権法113条6項のみなし侵害に当たると主張して，Yに対し，著作権法114条2項，3項による損害賠償請求及び同法115条に基づく謝罪広告の掲載を求め，予備的に，②Yの上記行為は，著作権侵害の不法行為に当たらないとしても，一般不法行為に当たると主張して，Yに対し，上記①と同額の損害賠償の支払を求めるとともに，民法723条に基づく謝罪広告の掲載を求めた事案である。

原判決は，①控訴人文章と被控訴人文章とは，表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない等として，著作権及び著作者人格権侵害を否定して主位的請求を棄却し，②一般不法行為についても，Yが被控訴人文章をそのウェブサイトへ掲載した行為が，公正な競争として社会的に許容される限度を逸脱して不法行為を構成すると認めることはできないとして予備的請求を棄却したため，Xが控訴に及んだ。

本判決は，次のとおり判示して，Xの控訴を棄却した。

①Xのウェブページに掲載された本件コンテンツは，ウェブページによる広告においてありふれた表現手法，分類，配置及び表現を採用したものにすぎず，作成者の個性が現れているとはいえないから，本件コンテンツに係る著作権侵害の主張は失当である。

控訴人文章は，データ復旧サービスに関する一般消費者向けの広告用文章として，サービスの基本的な内容を説明するものであるから，広告の対象となる商品やサービスを分かりやすく説明するために平易で簡潔な表現を用いること，各項目ごとに端的な小見出しを付すこ

と、説明の対象となるサービスの内容、利用時期、異なる商品やサービスとの相違点について、上記各構成、順序で記載することなどは、広告用文章で広く用いられている一般的な表現手法にとどまり、X主張の全体的な表現に作成者の個性が現れているとまでいうことはできないから、控訴人文章と被控訴人文章との間に、表現上の創作性がない部分にすぎない上記各構成及び順序が共通することをもって、複製又は翻案に該当するということとはできない。

また、控訴人文章と被控訴人文章について、個別の文章を対比しても、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において共通性を有するにすぎないから、複製又は翻案に該当するということとはできない。

②被控訴人文章は、控訴人文章に依拠して作成されたものと推認せざるを得ないものの、X主張の「オリジナル広告文」が法的保護に値するか否かは、正に著作権法が規定するところであって、当該広告が著作権法によって保護される表現に当たらず、その意味で、ありふれた表現にとどまる以上、これを「オリジナル広告」として、Xが独占的、排他的に使用し得るわけではない。

したがって、YがXのそのような広告と同一ないし類似の広告をしたからといって、Yの広告について著作権侵害が成立しない本件において、著作権以外にXの具体的な権利ないし利益が侵害されたと認められない以上、不法行為が成立する余地はない。